日本土地家屋調査士会連合会
中部ブロック協議会会則

第１章　総　　則

（名　称）

第１条　この会は、日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会（以下「ブロック会」という。）と称する。

第２条　ブロック会は、愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県の各土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）をもって組織する。

（目　的）

第３条　ブロック会は、各調査士会の目的を達成するため、各会相互の連絡調整に関する業務を行い、かつ、その緊密なる結合をもって業務の改善進歩と統一を図り、あわせて日本土地家屋調査士会連合会の推進力として寄与することを目的とする。

（事務所）

第４条　ブロック会の事務所は、愛知県土地家屋調査士会の事務所に置く。ただし、総会の決議により会長の所属する土地家屋調査士会の事務所に置くことができる。

（会計年度）

第５条　ブロック会の会計年度は、毎年４月１日より翌年３月末日までとする。

第２章　役　　員

第６条　ブロック会に次の役員を置く。

⑴　会長　１名
⑵　副会長　５名
⑶　監事　２名
⑷　庶務　２名
⑸　会計　１名

２　会長及び副会長は、総会において各調査士会の会長から選出する。

３　監事は総会において当番会及び次期当番会の役員のうちから各１名あて選出する。

４　庶務及び会計担当者は、会長が委嘱する。

（役員の任務）

第７条　会長は、ブロック会を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　監事は、資産及び会計に関する監査を行う。

４　庶務担当者は、庶務及び各会の連絡調整に関する事務を行う。

５　会計担当者は、金銭出納、資産に関する事務及び予算・決算に関する事務を行う。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は、就任のときから第２回目の定時総会終了のときまでとする。

第３章　会長会議

（会長会議）

第９条　会長会議は、ブロック会長及び副会長で構成する。

２　会長会議に、必要に応じて庶務・会計担当者又はブロック会に属する連合会役員を出席させることができる。

（会長会議の決議）

第10条　会長会議の議長は、ブロック会長とする。

２　会長会議の決議は、会長会議構成者の過半数が出席した会議で、出席者の過半数で決議する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

（会長会議の決議事項）

第 11 条　会長会議の決議事項は、次のとおりとする。

⑴　総会に付議する事項

⑵　規則の制定及び改廃に関する事項

⑶　日本土地家屋調査士会連合会の役員候補者の推薦及び選考に関する事項

⑷　会長が、会長会議に付議することが、相当と認めた事項

第 4 章　総　　会

（総会の構成）

第 12 条　総会は、第 6 条の役員と各調査士会の副会長及び各調査士会の会長が指名した会員、並びにブロック会に属する連合会の役員をもって構成する。

（総会の招集）

第 13 条　総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎会計年度の終了後 6 か月以内に開催するものとし、臨時総会は必要に応じて随時開催する。

2　会長は、総会の 3 週間前に総会の日時、場所及びその目的である事項を記載した通知をしなければならない。ただし、急を要する場合にはその期間を短縮することができる。

（議　長）

第 14 条　議長は、総会において選出する。

（議決の方法）

第 15 条　総会の決議は、出席した会員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

（総会の審議事項）

第 16 条　次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

⑴　会則の制定及び改廃に関する事項

⑵　事業計画に関する事項

⑶　予算及び決算に関する事項

⑷　調査士の職務に関する事項

⑸　役員の選任に関する事項

⑹　官庁からの諮問に関する事項

⑺　その他会長会議により総会において審議することを相当と認めた事項

（議事録）

第 17 条　総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した会員 2 名これに署名捺印する。

（総会の開催地）

第 18 条　定時総会の開催地は、各調査士会の輪番とし、愛知県、富山県、三重県、福井県、岐阜県、石川県の順番で担当する。

2　臨時総会の開催地は会長が指定する。

第 5 章　事　　業

（事　業）

第 19 条　ブロック会は、第 3 条の目的達成のため次の事業を行う。

⑴　業務関係法規の調査、研究並びに研修に関する事項

⑵　各調査士会の業務報酬に関する事項

⑶　日本土地家屋調査士会連合会に対する建議並びに協力

⑷　関係官庁との連絡、交渉

⑸　調査士の品位保持に関する調査、研究

⑹　各調査士会相互の協調、親睦に関する事項

⑺　広報に関する事項

⑻　福利厚生に関する事項

⑼　前各号の他ブロック会において必要と認める事項

（各担当者会議）

第 20 条　前条事業の遂行において、各調査士会の積極的交流を図るため、各担当者会議を開催することができる。

２　前項の会議には必要に応じてブロック会に属する連合会役員及び委員を参加させることができる。

（特別委員会）

第 21 条　ブロック会は、特定の目的を達成するため必要あるときは、特別委員会を設けることができる。

（特別委員会の任命）

第 22 条　特別委員会の委員は、各調査士会の会員の中から会長、副会長の協議によって委嘱する。

２　委員会は任務の終了によって解散する。

（事業経費）

第 23 条　ブロック会の経費は交付金、各調査士会の分担会費、負担金及びその他の収入をもって充てる。

２　各調査士会の分担会費は別表による。

（構成調査士会の義務）

第 24 条　ブロック会に所属する各調査士会は、ブロック会が解散する場合のほか脱退することはできない。

第 6 章　雑　　則

（名誉会長・顧問及び参与）

第 25 条　ブロック会は、総会の承認を得て名誉会長・顧問及び参与を置くことができる。

（会員の表彰）

第 26 条　調査士会の向上と発展に特に功績のあった会員は、会長会議に諮り表彰することができる。

第 7 章　附　　則

（最初の役員の任期）

第 27 条　この会則成立後、最初の役員の任期は第 8 条の規定にかかわらず第 1 回目の総会終了のときまでとする。

（施行期日）

第 28 条　この会則は、昭和 53 年 4 月 22 日より施行する。

この会則施行にともない、土地家屋調査士会中部ブロック協議会会則は同日をもって廃止する。

附　則

この会則の変更は、昭和 56 年 6 月 5 日から施行する。

附　則

この会則の変更は、昭和 59 年 6 月 10 日から施行する

２　第 8 条本文の規定にかかわらず、この改正により選出される監事の任期は、就任後第 1 回目の定時総会終了のときまでとする。

附　則

この会則の変更は、昭和 60 年 6 月 6 日から施行する。

附　則

この会則の変更は、昭和 62 年 8 月 22 日から施行する。

附　則

この会則の変更は、平成元年 6 月 24 日から施行する。

附　則

この会則の変更は、平成 3 年 7 月 4 日から施行する。

附　則

この会則の変更は、平成 5 年 7 月 27 日から施行する。

附　則

この会則の変更は、平成 6 年 7 月 22 日から施行する。

附　則

この会則の変更は、平成 17 年 7 月 8 日から施行する。

附　則

この会則の変更は、平成 21 年 7 月 10 日から施行する。

附　則

この会則の変更は、平成 25 年 7 月 5 日から施行する。

附　則

この会則の変更（別表）は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別　表

分担会費

均等割分担会費	200,000 円
会員数割分担会費	会員 1 人につき 1,700 円 ただし、会員数は毎年 4 月 1 日現在の会員数による。